

**特別養護老人ホーム城南の杜  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程**

**(事業の目的)**

第1条 社会福祉法人敬親会が開設する城南の杜ショートステイ(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 短期入所生活介護の提供に当たって、要介護者的心身の特性を踏まえて、その有する能力の応じ、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮する。各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者的心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にサービス提供する。

2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、要支援者的心身の特性を踏まえて、となるよう配慮する。各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。要支援者的心身機能維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

**(事業所の名称等)**

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 城南の杜ショートステイ
- ② 所在地 福岡市城南区梅林三丁目 10 番 8 号

**(職員の職種、員数及び職務の内容)**

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- ① 管理者 1名(兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
  - (1)医 師 1名以上  
利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
  - (2)生活相談員 1名以上(兼務)  
入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
  - (3)看護職員 1名以上  
利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。
  - (4)介護職員 6名以上

(5)機能訓練指導員 1名以上(兼務)

利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(6)管理栄養士 1名以上(兼務)

栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(設備)

第5条

①居室

契約者の居室は全室個室とする。居室には、ベッドを備品として備える。

②共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

③調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

④医務室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な薬品及び医療器具を備える。

⑤浴室

浴室は、居室のあるユニットごとに設ける。利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

⑥洗面設備及び便所

洗面設備及び便所は居室・共同生活室ごとに設ける。

⑦事務室

事務室には、机・椅子や書類保管庫など必要な備品を備える。

⑧その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける。

(利用定員)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

②併設型 20名(ユニット型個室 20名)

ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

③空床利用型 特別養護老人ホームの定員 80名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

②日常生活動作の機能訓練

③健康チェック

④送迎

⑤夜間看護体制

## 2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

1)滞在費 2,066円(1日あたり)

2)食費 朝食375円、昼食523円、夕食547円 合計1,445円(1日あたり)

3)理美容代 実費

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### (身体拘束等)

第9条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者または他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族に対して身体的拘束に伴う説明を行い、同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

2 身体拘束を行う場合は、以下の3つの要件を身体拘束廃止委員会で検討し、全て満たすと判断した場合のみとする。

- (1) 切迫性 :生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- (2) 非代替性:身体拘束などの行動制限を行う以外の方法が見つからない
- (3) 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的である

3 施設はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

### (虐待等の禁止)

第10条 施設の職員は、利用者に対し以下の行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1)利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える事。
- (2)利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせる事。
- (3)利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。
- (4)利用者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動。

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置

#### (通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、福岡市城南区、早良区の一部の区域、中央区の一部の区域・南区の一部の区域、西区の一部の区域となる。

#### (サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

#### (非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

#### (その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1カ月以内
- ② 繼続研修 隨時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 契約者及び契約者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例:コップを投げつける/蹴る/唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に沿わない性的な誘い、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

上記の項目に該当した場合には、契約解除する場合があります。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬親会と城南の杜シヨートステイの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。  
この規定は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和元年 11 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



**特別養護老人ホーム城南の杜  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程**

令和 7 年 4 月 1 日現在

区分	利 用 料
滞 在 費	・室料（約 6畳程度の個室）と、その居室内でご使用になる電気、水道等の水光熱費に相当する費用をお支払いいただきます。
食 費	・朝食 375円、昼食 523円、夕食 547円を喫食数に応じてお支払いただきます。但し、食事をキャンセルされる場合は 2日前までにお申し出下さい。前日及び当日にお申し出の場合は請求いたします。
理美容サービス	・カット 1,750円～、顔そり 660円～ ・パーマ 4,700円～、カラー 4,200円 (令和 5 年 12 月現在) 業者の主張サービスです。ご希望に応じてご利用いただけます。(実費相当) ※サービス内容を細分化している場合(洗顔、洗髪、顔そり、カット等)は、項目毎に金額を定めています。
日常生活品の購入 代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費。 (なお、おむつ代は必要ございません)
居室電化製品利用費	貸テレビ使用料 100円／日 (ショートステイ) 持込加湿器使用料 30円／日 持込扇風機使用料 30円／日 携帯電話充電料金 20円／日 ラジカセ使用料 30円／日 デジタルフォトフレーム 20円／日
利用料金引落手数料	1月につき 150円

《特定入所者介護サービス費～滞在費と食費の減額～》 \*申請にて認定された方

単位：円

介護保険料の所得段階 平成 27 年度からの新所得段階による	滞在費		食費		滞在費 食費 合計
	1 日	30 日	1 日	30 日	
第一段階 生活保護、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	880	26,400	300	9,000	35,400
第二段階 世帯全員が市民税非課税で、所得+年金収入額が 80 万円以下	880	26,400	600	18,000	44,400
第三段階① 世帯全員が市民税非課税で、所得+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	1,370	41,100	1,000	30,000	71,100
第三段階② 世帯全員が市民税非課税で、所得+年金収入額が 120 万円超	1,370	41,100	1,300	39,000	80,100
第四段階 滞在費基準費用額以上は、施設との契約により決定 2,066 円/日	2,066	61,980	1,445	43,350	105,330

\* 上記の金額に、介護保険自己負担分を加えた額が、お支払の総額となります。

\* 滞在費には、居室の水光熱費が含まれます。